

兵庫県公報

平成28年12月16日 金曜日 第 2859 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止、休止及び再開の届出（同）	4
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	5
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	9
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	9
○公共測量が終了した旨の通知（同）	9
○同上（同）	9
○港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（港湾課）	10
○河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（中播磨県民センター）	10
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
選挙管理委員会告示	
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	11
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	11
公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	12
○警備業法に基づく直接検定の実施	15

告 示

兵庫県告示第1062号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成28年12月16日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
医療法人あしたクリニック	明石市大明石町1-3-3 エスポワ明石2階	平成28年9月1日
阪神調剤薬局明石店	同 市田町1-10-1	同 年11月1日

有田クリニック	芦屋市宮塚町16-6	同 年10月1日
増田歯科医院	同 市親王塚町11-15	同
阪神芦屋すばるメンタルクリニック	同 市公光町7-12	平成28年11月1日
いくしま内科クリニック	伊丹市中央3-2-6 3階	同
高橋おとなこども歯科	同 市寺本東2-4-26	同
ヒマワリ調剤薬局	相生市向陽台114	平成28年10月1日
ハマナス調剤薬局	同 市旭3-3-20	同 年11月1日
アイセイ薬局豊岡店	豊岡市千代田町9-5	同 年10月1日
船原歯科医院	加古川市加古川町寺家町129	同 月12日
訪問看護リハビリステーション赤とんぼ	たつの市龍野町日山38-36	同 月1日
一貫堂薬局	西脇市野村町1257-1	同
アイセイ薬局宝塚ソリオ店	宝塚市栄町2-2-1	同
アイセイ薬局宝塚店	同 市山本南1-17-27	同
アイセイ薬局雲雀丘店	同 市雲雀丘山手1-14-25	同
アイセイ薬局売布店	同 市売布2-7-11	同
宝塚こども歯科	同 市中山寺1-17-37	平成28年11月1日
佐保堂薬局三木本町店	三木市本町3-1053-9	同 年10月1日
福田歯科医院	三田市上井沢75	同 年7月29日
医療法人社団愛康会大森医院	丹波市青垣町小倉845	同 年9月1日



兵庫県告示第1063号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成28年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
医療法人慶春会いたみホームクリニック	伊丹市西台1-1-1	医療機関名称
宝塚医療生協訪問看護ステーションひだまり	宝塚市高松町5-10	所在地
藤本クリニック	三木市緑が丘町西2-2-5	医療機関名称
聖隷訪問看護ステーション淡路	淡路市志筑1721-1	所在地

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
あしたクリニック	明石市大明石町1-3-3 エスボワ明石2階
芦屋明仁メディカルクリニック	芦屋市打出町2-16-202
増田歯科医院	同 市大原町2-5 ヴィ・ザ・ヴィ芦屋307号
芦神薬局浜風店	同 市浜風町3-7
アイセイ薬局豊岡店	豊岡市千代田町9-5
一貫堂薬局	西脇市野村町1257-1
アイセイ薬局宝塚店	宝塚市山本南1-17-27
アイセイ薬局宝塚ソリオ店	同 市栄町2-2-1
アイセイ薬局売布店	同 市売布2-7-11
アイセイ薬局雲雀丘店	同 市雲雀丘山手1-14-25
福田歯科医院	三田市上井沢75
大森医院	丹波市青垣町小倉845



兵庫県告示第1064号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成28年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
たんぽぽキッズクリニック	宝塚市中州1-16-27



兵庫県告示第1065号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成28年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
医療法人社団仁恵会石井病院	明石市天文町1-5-11	医療法人社団仁恵会	明石市天文町1-5-11	平成28年10月1日

新世薬局宇原店	洲本市宇原2251-2	新世薬品株式会社	淡路市志筑新島10-11	同 月28日
新宮町デイサービスセンターあすかの園	たつの市新宮町平野692-23	社会福祉法人栗栖の荘	たつの市新宮町平野692-32	平成28年7月1日
デイサービスこよみ	宝塚市御殿山3-5-16	株式会社プラスワン	宝塚市伊子志3-14-28-116	同 年10月1日
ケアプランかがやき	川辺郡猪名川町若葉2-41	社会福祉法人グッド・サマリタン	川辺郡猪名川町若葉2-41	同 月7日



兵庫県告示第1066号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止、休止及び再開の届出があった。

平成28年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
アーチ・デイサービス加古川西	加古川市東神吉町西井ノ口631-4	株式会社シーナ	神戸市兵庫区大開通5-2-22シーナ神戸大開ビル	事業者名称・所在地
宝塚医療生協ケアサポート	宝塚市高松町5-10	宝塚医療生活協同組合	宝塚市鹿塩1-18-6	所在地
宝塚医療生協訪問看護ステーションひだまり	同 上	同 上	同 上	同 上
宝塚医療生活協同組合デイサービスひだまり	同 上	同 上	同 上	同 上
宝塚医療生協ヘルパーステーションひだまり	同 上	同 上	同 上	同 上
合同会社ピアサポートこがめ	宝塚市安倉南1-23-25	合同会社ピアサポートこがめ	宝塚市安倉南1-23-25	同 上
聖隷訪問看護ステーション淡路	淡路市志筑1721-1	社会福祉法人聖隷福祉事業団	浜松市中区住吉2-12-12	同 上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
ケアサポートココモ	洲本市桑間187-1	有限会社わくわくリフォームココモ	洲本市桑間187-1
アイセイ薬局宝塚ソリオ店	宝塚市栄町2-2-1	株式会社アイセイ薬局	千代田区丸の内2-2-2
宝塚医療生協ヘルパーステーションさがん	同 市宮の町15-3北本ビル201号	宝塚医療生活協同組合	宝塚市鹿塩1-18-6

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
つばさホームヘルプサービス	宝塚市川面3-24-9	医療法人社団それいゆ会	宝塚市川面3-24-9

4 再開の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
アーチ・デイサービス加古川	加古川市加古川町寺家町45	株式会社シーナ	神戸市兵庫区大開通5-2-22シーナ神戸大開ビル



兵庫県告示第1067号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
和光純薬工業株式会社播磨工場
赤穂市折方1543番地
工場長 柏 木 健
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
和光純薬工業株式会社播磨工場
赤穂市折方1543番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	46号イ 水洗施設 (No. 1)	46号イ 水洗施設 (No. 2)			
能 力	167L	同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～翌1時 16時間	8時～24時 16時間			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～8	6～8	5～7	5～7
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100,000以上	100,000 以上	250	300
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	—	—	20 以下	20 以下
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	1 以下	1 以下
	燐 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	0.1 以下	0.1 以下
	1, 2-ジクロロエタン (単位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	0.1	15	15	

備考 汚水等は循環再利用又は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年12月16日から平成29年1月6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課

46号口 ろ過施設 (No. 1)		46号口 ろ過施設 (No. 2)		46号口 ろ過施設 (No. 3)		46号口 ろ過施設 (No. 4)	
180L		68L		62.5L		0.38m ²	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
24時間連続		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
6～8	6～8	6～8	5.8～8.6	6～8	5.8～8.6	6～8	5.8～8.6
—	—	—	—	—	—	—	—
100,000以上	100,000以上	400	400	400	400	400	400
—	—	20	50	20	50	20	50
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
0.0004未満	0.0004未満	—	—	—	—	—	—
0	0.1	0	0.25	0	0.25	0	0.1

46号口 ろ過施設 (No. 5)		46号ニ 廃ガス洗浄施設	
0.5m ²		15m ³ /分	
許可後		許可後	
着手後2日		許可後	
完成後		許可後	
8時~翌1時 16時間		8時~17時 9時間	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
6~8	6~8	8~12	12以上
—	—	—	—
100,000以上	100,000以上	20,000	30,000以上
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
0	0.1	0	0.2



兵庫県告示第1068号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
川西市火打1丁目112番1の一部
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物



兵庫県告示第1069号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成28年12月1日から平成29年1月31日まで
- (3) 作業地域
尼崎市長洲西通一丁目地内
- 2 (1) 作業種類
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル500））
- (2) 作業期間
平成28年12月1日から平成29年3月31日まで
- (3) 作業地域
尼崎市全域



兵庫県告示第1070号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宝塚市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成28年2月22日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
宝塚市



兵庫県告示第1071号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加西市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）

- 2 作業期間
平成28年4月27日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
加西市全域及び隣接市町の一部



兵庫県告示第1072号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定に基づき、地方港湾明石港に係る放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり指定し、平成28年12月27日から施行する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び東播磨県民局加古川土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年12月16日

明石港港湾管理者 兵庫県
代表者 兵庫県知事 井戸敏三

- 1 放置等を禁止する区域
昭和28年兵庫県告示第313号で指定した港湾区域のうち、次の各点及び陸岸で囲まれた区域で、次の図で示す範囲
イ点 明石市中崎1丁目1番16地先 -3.5メートル物揚場北端
ロ点 同 市中崎2丁目115番7地先 -3.5メートル物揚場東南端
ハ点 同 市中崎2丁目100番に接する物揚場敷地先 錦江橋南詰東側橋梁下
ニ点 同 市鍛冶屋町3番14地先 錦江橋北詰東側橋梁下
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県県土整備部土木局港湾課及び東播磨県民局加古川土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 放置等を禁止する物件
船舶、係留のために用いる物件



兵庫県告示第1073号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年12月16日

河川管理者
中播磨県民センター長 岡本周治

- 1 行うべき措置の内容
二級河川船場川の河川区域内にある別表1及び2に掲げる船舶の除却
- 2 河川管理者の監督処分
1に掲げる措置を命ずべき者が、平成29年1月10日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表1 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

整理番号	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船舶の種類
1	260-9990	モーターボート
2	260-23102	モーターボート
3	250-13850	モーターボート
4	260-16538	クルーザーヨット
5	260-25188	クルーザーヨット
6	260-6049	モーターボート

別表2 別表1以外の船舶

整理番号	所在場所	船名	種類	長さ (m)	幅 (m)	内色	外色
7	姫路市飾磨区入船町5番地先 (水面)	無	モーター ボート	6.2	2.2	白	白
8	姫路市飾磨区入船町5番地先 (水面)	無	クルーザー ヨット	6.2	2.1	白	橙
9	姫路市飾磨区構1073番4地先 (水面)	無	モーター ボート	6.2	1.5	白	白

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年12月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町東本荘三丁目251番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市北区中之島三丁目3番23号
関電不動産開発株式会社 代表取締役 中森朝明
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年9月21日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-17号（28播磨）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成28年12月16日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 92,740

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 679,621



兵庫県選挙管理委員会告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成28年12月16日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

(選 挙 区 名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	57,988
神戸市灘区	36,092
神戸市中央区	35,383
神戸市兵庫区	30,334
神戸市北区	61,676
神戸市長田区	27,087
神戸市須磨区	45,837
神戸市垂水区	62,004
神戸市西区	67,752
姫 路 市	139,993
尼 崎 市	129,007
明 石 市	82,368
西 宮 市	131,888
洲 本 市	12,924
芦 屋 市	26,689
伊 丹 市	55,131
相 生 市	8,556
豊 岡 市	23,449
加 古 川 市	74,011
たつの市及び揖保郡	30,983
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	23,474
西脇市及び多可郡	17,786
宝 塚 市	64,340
三 木 市	22,240
高 砂 市	25,727
川西市及び川辺郡	53,208
小 野 市	13,345
三 田 市	31,554
加 西 市	12,668
篠 山 市	12,023
養 父 市	7,094
丹 波 市	18,427
南 あ わ じ 市	13,793
朝 来 市	8,875
淡 路 市	13,007
宍 粟 市	11,122
加 東 市	10,903
加 古 郡	18,216
神 崎 郡	12,332
美 方 郡	9,722

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第385号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関

する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年12月16日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成29年1月30日（月）から同年2月7日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

平成29年2月2日（木）から同月7日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、2月7日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習共に平成29年1月5日（木）から同月16日（月）までの間（土曜日、日曜日

及び祝日を除く午前10時から午後5時まで)

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(4) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(4) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166

**兵庫県公安委員会告示第386号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年12月16日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 2 級
- 2 実施日時及び実施場所
 - (1) 実施日時
平成29年3月25日（土）午前9時から午後5時まで
 - (2) 実施場所
兵庫県明石市荷山町1649番地の2
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員
30人
- 4 受検要件
次のいずれかに該当する者
 - (1) 兵庫県内に住所を有する者
 - (2) 兵庫県内の営業所に属する警備員
- 5 検定試験の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
 - (1) 申請期間
平成29年1月6日（金）から同年3月10日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで）
 - (2) 申請窓口
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。
 - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - イ 兵庫県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
 - (3) 提出書類
 - ア 検定申請書 1 通
 - イ 次に掲げるいずれかの書面 1 通
 - (イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面
 - (ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
 - ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚
 - (4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

印鑑及び筆記用具

9 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046